

第7章 - 1

再商品化義務量の算定に係る量、比率等について (産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会 第3回容器包装リサイクルワーキンググループ資料より)

平成14年10月3日
経 済 産 業 省

《前提》

個々の特定事業者の再商品化義務量は、ガラス製容器(無色、茶色及びその他の色)、飲料又はしょうゆ用のPETボトル(以下「PETボトル」という。)、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の6種類の「特定分別基準適合物」ごとに、以下の2段階の方法により算定される。

【第一段階】

業種ごとの再商品化義務量(A)を算定する。 「1.」参照
...主務省令や、主務大臣が定める数値等により、機械的に算出される。

【第二段階】

個々の特定事業者の再商品化義務量を算定する。 「2.」参照
...業種ごとの再商品化義務量(A)(主務大臣が公表)に、自らの排出見込量(B)の、当該業種全体の排出見込量(C)(主務大臣が公表)に占める割合を乗じることにより、各特定事業者が自ら算出する。 …… ($A \times B/C$)

本資料中に示す具体的な量、比率等は、

- ・ 「容器包装利用・製造等実態調査」(総務省承認統計調査。以下「実態調査」という。)
- ・ 「容器包装廃棄物分類調査」(以下「分類調査」という。)

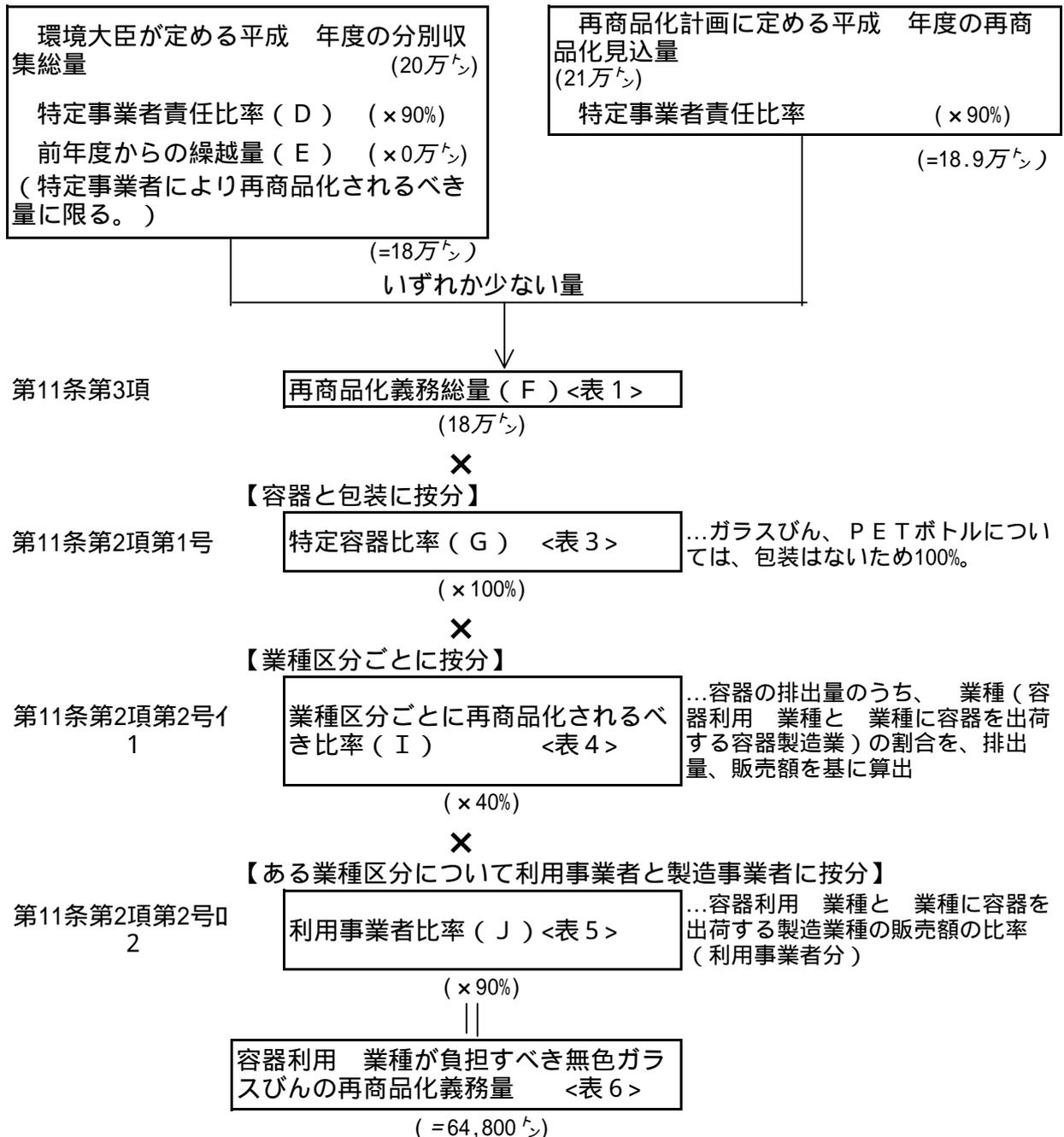
の2つの基礎調査によって得られたデータ等を基に設定した。

1. 業種区分ごとの再商品化義務量の算定【第一段階】

(1) 業種の区分ごとの再商品化義務量(A)の算定方法

業種の区分ごとの再商品化義務量は、各年度ごとに以下のように算定される。

(以下、モデルケースとして、平成 年度において、 という特定容器利用事業の業種が負うべき特定分別基準適合物(無色のガラスびん等)についての再商品化義務量を算出。なお、数値はいずれも説明の便宜のためのものである。)



1 : 排出量は販売額の比率で補正

2 : 容器製造事業者については、 が (1 -) の比率に置き換わる。

(2) 再商品化計画及び分別収集計画

< 再商品化計画 (再商品化可能量) >

(単位 : 千トン)

業種の区分	H 1 5 年度	1 6 年度	1 7 年度	1 8 年度	1 9 年度
ガラスびん (無色)	2 7 0	2 7 0	2 7 0	2 7 0	2 7 0
ガラスびん (茶色)	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0	2 0 0
ガラスびん (その他の色)	1 6 0	1 6 0	1 6 0	1 6 0	1 6 0
P E T ボトル	2 9 2	3 1 1	3 1 5	3 1 7	3 1 9
紙製容器包装	3 1 3	5 0 5	5 0 5	5 0 5	5 0 5
プラ製容器包装	5 9 1	6 5 5	7 7 6	8 3 5	8 9 2

< 分別収集計画量 >

(単位 : 千トン)

業種の区分	H 1 5 年度	1 6 年度	1 7 年度	1 8 年度	1 9 年度
ガラスびん (無色)	4 3 1	4 4 2	4 5 1	4 6 0	4 6 7
ガラスびん (茶色)	3 7 2	3 8 1	3 8 7	3 9 5	4 0 1
ガラスびん (その他の色)	1 9 7	2 0 2	2 0 6	2 1 0	2 1 4
P E T ボトル	2 1 4	2 2 9	2 4 3	2 5 9	2 7 3
紙製容器包装	1 4 8	1 6 5	1 9 0	2 0 7	2 2 2
プラ製容器包装	4 8 7	6 2 8	7 5 2	8 5 4	9 1 7

(3) 特定事業者責任比率 (D) 及び再商品化義務総量 (F)

特定事業者責任比率 (D) 及び平成 1 5 年度の再商品化義務総量 (F) は、以下のとおり設定した。

< 表 1 >

特定分別基準適合物	H15年度の分別収集見込総量(ア)(見込み)	H15年度の再商品化見込総量(イ)	(ア)、(イ)のうちいずれか少ない量(見込み)を基礎として算出した量	特定事業者責任比率(D)	H15年度の再商品化義務総量(F)
	千トン	千トン	千トン	%	千トン
1. ガラスびん(無色)	431	270	270	90	243
2. ガラスびん(茶色)	372	200	200	82	164
3. ガラスびん(その他の色)	197	160	160	88	141
4. PETボトル	214	292	214	100	214
5. 紙製容器包装	148	313	71(*)	92	65
6. プラ製容器包装	487	591	487	91	443

(*) ; 分別収集見込総量から、環境省が調査した市町村独自処理(77千トン)を差し引いた量

なお、小規模企業担当分は市町村負担分となる。

< 表 2 >

特定分別基準適合物	小規模企業担当分の比率
1. ガラスびん(無色)	10%
2. ガラスびん(茶色)	18%
3. ガラスびん(その他の色)	12%
4. PETボトル	0%
5. 紙製容器包装	8%
6. プラ製容器包装	9%

(4) 特定容器比率 (G)

特定容器比率 (G) は、以下のとおり設定した。

なお、ガラス製容器及びPETボトルは、いずれも特定容器のみであって特定包装はないため、本比率は100%とする。

< 表 3 >

特定分別基準適合物	容器比率
5. 紙製容器包装	86.07%
6. プラ製容器包装	92.25%

(5) 業種の区分ごとに再商品化されるべき量の比率()

業種の区分ごとに再商品化されるべき量の比率()は、以下のとおりに設定した。

< 表 4 >

(単位：%)

業種の区分	ガラス製容器			PETボトル
	無色	茶色	その他	
1. 食料品製造業	49.03 (46.97)	9.21 (8.66)	13.19 (16.67)	3.84 (5.79)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	16.46 (17.94)	35.56 (33.07)	10.98 (10.43)	91.95 (89.54)
3. 酒類製造業	29.04 (30.57)	8.47 (11.32)	70.90 (68.70)	4.21 (4.67)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業				
5. 医薬品製造業	1.39 (1.28)	46.14 (46.39)	2.11 (1.52)	
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	2.91 (2.76)	0.18 (0.19)	2.18 (1.80)	
7. 小売業				
8. その他の事業	1.17 (0.47)	0.44 (0.37)	0.64 (0.89)	
合 計	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)

= 清涼飲料製造業
 上段：平成15年度の公表数値案
 下段：()内は平成14年度の公表数値

< 表 4 >

(単位：%)

業種の区分	その他紙製 容器	その他プラ製 容器
1. 食料品製造業	37.71 (36.57)	47.47 (48.60)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	3.17 (3.01)	2.38 (2.30)
3. 酒類製造業	2.32 (3.03)	0.62 (0.64)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	5.44 (5.25)	4.79 (5.43)
5. 医薬品製造業	3.76 (3.54)	2.16 (1.82)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	3.78 (4.07)	5.38 (5.39)
7. 小売業	13.11 (14.10)	27.01 (25.83)
8. その他の事業	30.71 (30.42)	10.19 (9.99)
合 計	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)

上段：平成15年度の公表数値案

下段：()内は平成14年度の公表数値

(6) 業種の区分ごとの特定容器利用事業者の比率 (J)

業種の区分ごとの特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者の再商品化義務量の比率は、以下のとおり設定した。

< 表 5 >

(単位 : %)

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他		利用	製造等
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等		
1. 食料品製造業	94.44 (93.68)	5.56 (6.32)	97.02 (97.31)	2.98 (2.69)	95.22 (94.75)	4.78 (5.25)	92.55 (89.72)	7.45 (10.28)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	92.03 (91.83)	7.97 (8.17)	88.01 (85.85)	11.99 (14.15)	91.16 (88.61)	8.84 (11.39)	82.53 (80.88)	17.47 (19.12)
3. 酒類製造業	90.83 (91.92)	9.17 (8.08)	97.97 (98.34)	2.03 (1.66)	91.73 (92.37)	8.27 (7.63)	90.67 (89.16)	9.33 (10.84)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5. 医薬品製造業	99.44 (99.61)	0.56 (0.39)	95.75 (96.71)	4.25 (3.29)	98.91 (99.03)	1.09 (0.97)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧品調整品製造業	98.33 (98.69)	1.67 (1.31)	98.64 (98.73)	1.36 (1.27)	98.62 (98.27)	1.38 (1.73)		
7. 小売業								
8. その他の事業	99.09 (98.66)	0.91 (1.34)	98.50 (98.93)	1.50 (1.07)	98.29 (98.43)	1.71 (1.57)		

= 清涼飲料製造業

上段：平成15年度の公表数値案

下段：()内は平成14年度の公表数値

< 表 5 >

(単位：%)

業種の区分	その他紙製 容器		その他プラ製 容器	
	利用	製造等	利用	製造等
1. 食料品製造業	94.24 (94.75)	5.76 (5.25)	94.47 (95.50)	5.53 (4.50)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	88.78 (94.03)	11.22 (5.97)	94.46 (95.53)	5.54 (4.47)
3. 酒類製造業	90.71 (93.33)	9.29 (6.67)	98.18 (98.75)	1.82 (1.25)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	92.92 (94.26)	7.08 (5.74)	92.79 (93.54)	7.21 (6.46)
5. 医薬品製造業	99.03 (98.98)	0.97 (1.02)	97.24 (97.09)	2.76 (2.91)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	98.75 (98.84)	1.25 (1.16)	94.69 (95.22)	5.31 (4.78)
7. 小売業	99.52 (99.35)	0.48 (0.65)	99.50 (99.23)	0.50 (0.77)
8. その他の事業	98.97 (99.32)	1.03 (0.68)	99.31 (99.52)	0.69 (0.48)

上段：平成15年度の公表数値案

下段：()内は平成14年度の公表数値

(7) 業種の区分ごとの再商品化義務量 (A)

<表1>の再商品化義務総量(F)に、<表3>、<表4>及び<表5>の比率を乗じることに
より、それぞれ、業種の区分ごとの再商品化義務量(A)が算出される。

< 表 6 >

<表6> = <表1>再商品化義務総量(F) × <表3> × <表4> × <表5>

業種の区分	ガラス製容器 (単位: t)						PETボトル (単位: t)	
	無色		茶色		その他		利用	製造等
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等		
1. 食料品製造業	112,519 (106,924)	6,624 (7,213)	14,654 (14,157)	450 (391)	17,709 (22,745)	889 (1,260)	7,605 (10,234)	612 (1,173)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	36,810 (40,033)	3,188 (3,562)	51,326 (47,696)	6,992 (7,861)	14,113 (13,309)	1,369 (17,107)	162,397 (142,675)	34,376 (33,728)
3. 酒類製造業	64,096 (68,283)	6,471 (6,002)	13,609 (18,702)	282 (316)	91,702 (91,380)	8,267 (7,548)	8,169 (8,203)	841 (997)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	/	/	/	/	/	/	/	/
5. 医薬品製造業	3,359 (3,098)	19 (12)	72,454 (75,371)	3,216 (2,564)	2,943 (2,168)	32 (21)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧品調整品製造業	6,953 (6,619)	118 (88)	291 (315)	4 (4)	3,031 (2,547)	42 (45)		
7. 小売業	/	/	/	/	/	/	/	/
8. その他の事業	2,817 (1,127)	26 (15)	711 (615)	11 (7)	887 (1,261)	15 (20)		

= 清涼飲料製造業

上段: 平成15年度の公表数値案

下段: ()内は平成14年度の公表数値

< 表 6 >

<表6> = <表1>再商品化義務総量(F) × <表3> × <表4> × <表5>

業種の区分	その他紙製 容器 (t)		その他プラ製 容器 (t)	
	利 用	製造等	利用	製造等
1 . 食料品製造業	19,888 (37,026)	1,215 (2,052)	183,311 (133,156)	10,728 (6,274)
2 . 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	1,574 (3,024)	199 (192)	9,187 (6,304)	539 (295)
3 . 酒類製造業	1,177 (3,022)	121 (216)	2,488 (1,813)	46 (23)
4 . 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	2,828 (5,288)	215 (322)	18,164 (14,572)	1,411 (1,006)
5 . 医薬品製造業	2,083 (3,744)	20 (39)	8,584 (5,070)	244 (152)
6 . 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	2,088 (4,299)	26 (50)	20,819 (14,724)	1,167 (739)
7 . 小売業	7,299 (14,969)	35 (98)	109,873 (73,534)	552 (571)
8 . その他の事業	17,004 (32,284)	177 (221)	41,356 (28,523)	287 (138)
包装 (各業種共通)	9,055 (16,834)		34,333 (22,226)	

上段：平成15年度の公表数値案

下段：()内は平成14年度の公表数値

(参考)

<表3>、<表4>及び<表5>の結果を用いて、業種の区分ごとの再商品化義務量(A)の全体に占める比率を算定すると、以下のとおりとなる。

<参考表>

<参考表> = <表3> × <表4> × <表5>

(単位：%)

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他		利用	製造等
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等		
1. 食料品製造業	46.30 (44.00)	2.73 (2.97)	8.94 (8.43)	0.27 (0.23)	12.56 (15.79)	0.63 (0.88)	3.55 (5.19)	0.29 (0.60)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	15.15 (16.47)	1.31 (1.47)	31.30 (28.39)	4.26 (4.68)	10.01 (9.24)	0.97 (1.19)	75.89 (72.42)	16.06 (17.12)
3. 酒類製造業	26.38 (28.10)	2.66 (2.47)	8.30 (11.13)	0.17 (0.19)	65.04 (63.46)	5.86 (5.24)	3.82 (4.16)	0.39 (0.51)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	/	/	/	/	/	/	/	/
5. 医薬品製造業	1.38 (1.28)	0.01 (0.00)	44.18 (44.86)	1.96 (1.53)	2.09 (1.51)	0.02 (0.01)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	2.86 (2.72)	0.05 (0.04)	0.18 (0.19)	0.00 (0.00)	2.15 (1.77)	0.03 (0.03)		
7. 小売業	/	/	/	/	/	/		
8. その他の事業	1.16 (0.46)	0.01 (0.01)	0.43 (0.37)	0.01 (0.00)	0.63 (0.88)	0.01 (0.01)		

= 清涼飲料製造業

上段：平成15年度の公表数値案

下段：()内は平成14年度の公表数値

< 参 考 表 >

<参考表> = <表3> × <表4> × <表5> (単位：%)

業種の区分	その他紙製 容器		その他プラ製 容器	
	利 用	製造等	利 用	製造等
1. 食料品製造業	30.60 (29.93)	1.87 (1.66)	41.38 (43.08)	2.42 (2.03)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	2.42 (2.45)	0.31 (0.16)	2.07 (2.04)	0.12 (0.10)
3. 酒類製造業	1.81 (2.44)	0.19 (0.17)	0.56 (0.59)	0.01 (0.01)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	4.35 (4.28)	0.33 (0.26)	4.10 (4.71)	0.32 (0.33)
5. 医薬品製造業	3.20 (3.03)	0.03 (0.03)	1.94 (1.64)	0.05 (0.05)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	3.21 (3.48)	0.04 (0.04)	4.70 (4.76)	0.26 (0.24)
7. 小売業	11.23 (12.10)	0.05 (0.08)	24.80 (23.79)	0.12 (0.18)
8. その他の事業	26.16 (26.10)	0.27 (0.18)	9.34 (9.23)	0.06 (0.04)
包装（各業種共通）	13.93 (13.61)		7.75 (7.19)	

上段：平成15年度の公表数値案
下段：（ ）内は平成14年度の公表数値

2 . 個々の特定事業者の再商品化義務量の算定に係る量、比率等【第二段階】

(1) 個々の特定事業者の再商品化義務量の算定方法

個々の特定事業者は、業種ごとの再商品化義務量（A）（主務大臣が公表）に、以下の比率（B / C）を乗じることにより、自ら、再商品化義務量を算定する。

	<p>[主務省令で定める方法により個々の特定事業者が算定]</p> <p style="text-align: right;">個々の特定事業者の ↙</p> <p style="text-align: center;">容器包装廃棄物の排出見込量（B）</p> <hr style="width: 50%; margin: 0 auto;"/> <p style="text-align: center;">当該業種全体の</p> <p style="text-align: center;">容器包装廃棄物の排出見込量（C）</p> <p style="text-align: center;">↑ <表 8></p> <p style="text-align: center;">[主務大臣が公表]</p>	
<p>個々の特定事業者 の再商品化義務量 =</p>	<p>業種ごとの 再商品化義務量 (A) ↑ <表 6></p> <p>[主務大臣の公表数値に より算定可]</p> <p style="font-size: 2em;">×</p>	

(2) 個々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込量（B）

個々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込量（B）は、自主算定方式、簡易算定方式（自主算定方式ができない場合に限る。）、の2通りの算定方法を主務省令で定め、個々の特定事業者が自ら算出する。

自主算定方式

自主算定方式は、用いる又は製造等する容器包装の量から、

a . 自ら回収する量等

b . その他容器包装廃棄物として排出されない量

を差し引いた量を排出見込量（B）とする。

<p>(B) =</p>	<p>当該年度において販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量</p> <p style="text-align: center;">[個々の特定事業者が算定]</p>	<p>-</p>	<table style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;"> <p>当該量のうち自ら又は他者への委託により回収する量</p> <p style="text-align: center;">[個々の特定事業者が算定]</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 2px;"> <p>+ その他容器包装廃棄物として排出されない量</p> </td> </tr> </table>	<p>当該量のうち自ら又は他者への委託により回収する量</p> <p style="text-align: center;">[個々の特定事業者が算定]</p>	<p>+ その他容器包装廃棄物として排出されない量</p>
<p>当該量のうち自ら又は他者への委託により回収する量</p> <p style="text-align: center;">[個々の特定事業者が算定]</p>	<p>+ その他容器包装廃棄物として排出されない量</p>				

簡易算定方式

簡易算定方式は、用いる又は製造等する容器包装の量に、容器包装廃棄物比率（ ）を乗じた量を（B）とする。

<p>(B) =</p>	<p>当該年度において販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量 × 容器包装廃棄物比率（ ） <表 7></p> <p style="text-align: center;">[個々の特定事業者が算定]</p>
----------------	--

容器包装廃棄物排出比率（ ）は以下のとおり設定した。

< 表 7 >

(単位：%)

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他		利 用	製造等
	利 用	製造等	利 用	製造等	利 用	製造等		
1. 食料品製造業	85 (85)	100 (100)	90 (90)	100 (100)	100 (95)	100 (100)	85 (90)	100 (100)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	65 (70)	95 (100)	55 (55)	100 (100)	75 (80)	100 (100)	85 (85)	100 (100)
3. 酒類製造業	70 (70)	95 (100)	40 (45)	85 (85)	65 (70)	90 (90)	85 (90)	100 (100)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	/	/	/	/	/	/	/	/
5. 医薬品製造業	50 (35)	95 (70)	70 (60)	100 (70)	70 (45)	100 (75)	/	/
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	100 (100)	100 (100)	100 (100)	100 (100)	95 (100)	100 (100)	/	/
7. 小売業	/	/	/	/	/	/	/	/
8. その他の事業	85 (80)	100 (95)	25 (30)	60 (50)	95 (85)	100 (90)	/	/

= 清涼飲料製造業
 上段：平成15年度の公表数値案
 下段：（ ）内は平成14年度の公表数値

< 表 7 >

(単位：%)

業種の区分	その他紙製 容器		その他プラ製 容器	
	利 用	製造等	利 用	製造等
1. 食料品製造業	85 (85)	95 (90)	80 (80)	95 (95)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	75 (75)	100 (100)	80 (85)	100 (95)
3. 酒類製造業	85 (90)	100 (100)	75 (75)	95 (95)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	95 (95)	95 (100)	90 (90)	100 (90)
5. 医薬品製造業	65 (70)	90 (90)	30 (30)	80 (80)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧品調整品製造業	85 (85)	100 (100)	95 (95)	100 (100)
7. 小売業	75 (75)	95 (95)	95 (95)	90 (95)
8. その他の事業	65 (65)	90 (70)	45 (40)	75 (70)

包装（各業種共通）	65 (70)		50 (55)	
-----------	------------	--	------------	--

上段：平成15年度の公表数値案
 下段：（ ）内は平成14年度の公表数値

(3) 当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込み量(C)

当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込み量(C)は、以下のとおり設定した。

< 表 8 >

(単位:トン)

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他		利 用	製 造 等
	利 用	製 造 等	利 用	製 造 等	利 用	製 造 等		
1. 食料品製造業	296,636 (297,423)	383,608 (404,949)	32,202 (34,109)	48,270 (50,123)	18,913 (34,797)	29,668 (50,840)	12,483 (15,788)	15,612 (18,100)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	100,530 (114,920)	127,331 (148,107)	124,863 (130,590)	212,618 (228,555)	15,427 (20,708)	23,840 (27,565)	299,035 (253,312)	375,867 (311,337)
3. 酒類製造業	176,955 (195,086)	250,869 (265,176)	29,386 (44,822)	44,586 (58,172)	102,755 (135,320)	179,161 (199,753)	13,679 (13,073)	16,329 (15,422)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5. 医薬品製造業	8,483 (8,187)	13,682 (14,111)	162,226 (184,395)	245,054 (246,490)	3,012 (2,887)	5,963 (5,034)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	17,781 (17,654)	14,469 (13,514)	621 (743)	672 (779)	3,107 (3,380)	2,248 (2,367)		
7. 小売業								
8. その他の事業	6,979 (3,026)	2,105 (1,672)	1,551 (1,476)	1,560 (899)	982 (1,915)	704 (1,309)		

= 清涼飲料製造業

上段:平成15年度の公表数値案

下段:()内は平成14年度の公表数値

< 表 8 >

(単位：トン)

業種の区分	その他紙製 容器		その他プラ製 容器	
	利 用	製造等	利 用	製造等
1. 食料品製造業	279,033 (275,892)	347,994 (323,048)	448,795 (454,741)	631,873 (589,445)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	23,462 (22,495)	60,153 (51,947)	22,391 (21,373)	60,964 (43,461)
3. 酒類製造業	16,717 (23,190)	33,466 (37,207)	5,899 (6,054)	12,134 (10,217)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	40,516 (39,740)	52,208 (46,346)	45,332 (49,348)	72,018 (62,820)
5. 医薬品製造業	28,110 (26,947)	39,707 (30,926)	20,586 (17,003)	69,441 (55,282)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	27,714 (30,657)	30,884 (27,493)	50,305 (49,803)	76,808 (64,214)
7. 小売業	97,094 (107,258)	133,000 (148,208)	260,091 (245,575)	215,739 (195,082)
8. その他の事業	229,396 (232,355)	454,714 (298,812)	96,523 (90,818)	213,983 (204,651)

包装（各業種共通）	158,750 (174,622)		83,204 (75,588)	
-----------	----------------------	--	--------------------	--

上段：平成15年度の公表数値案

下段：（ ）内は平成14年度の公表数値

(参考)

ア) 適用除外事業者を含めた
特定容器と特定包装の
排出量の比率で按分
(A : B)

ウ) 適用除外事業者を含めた、特定容
器を用いる事業者と製造等する
事業者の販売額の比率で、該当
する業種部分の面積を按分。

エ) 区分けされた各セル毎に排
出見込量の比率で、適用除
外事業者分と特定事業者分
(網かけ部分)とに按分。

キ) 特定容器に係わる業種ごとに、特定容
器利用事業者と特定容器製造等事業者
に係わる網かけ部分の比率で按分。

イ) 適用除外事業者分を含
めた特定容器の排出量
の比率で、特定容器に
係わる部分(太線枠)
を按分。(X : Y : Z)

オ) 全体面積のうち、網掛け
部分の占める比率

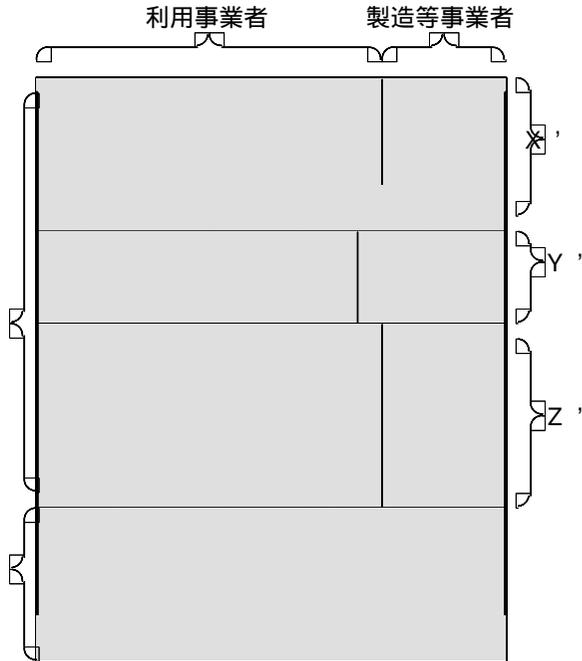
ク) 特定容器に係わる面積を1とした時の
業種別比率

特定事業者責任比率

業種別比率

カ) 右図の全体面積のうち
特定容器に係わる部分
の面積の比率
(A : B)

特定容器比率



適用除外事業者
分を含めた特定
容器包装全体の
排出量

適用除外事業者
分を含めた特定
容器全体の
排出量 A

適用除外事業者
分を含めた特定
包装全体の
排出量 B

用いる業者の販売額
製造等する事業者
の販売額

特定容器に
係わる比率
A'

特定包装に
係わる比率
B'

特定事業者責任比率・業種別負担割合の算出手順